

日病薬認定専門薬剤師に資格手当の支給が決定！！ 岐阜大学医学部附属病院

岐阜大学医学部附属病院は、平成 21 年 4 月 1 日より、社団法人日本病院薬剤師会が定める「日本病院薬剤師会専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規則第 3 条」に規定する専門薬剤師の資格を得たものに対し、労務規定の特殊勤務手当支給細則を改正し資格手当 5,000 円を新たに支給する。

病院の機能分担や診療報酬において専門薬剤師の需要が多くなっている現状をふまえ、より効果的な病院診療支援の充実および薬剤業務の質の向上を図ることを改正の理由としている。

全国で専門薬剤師に手当が支給されるのはこれが初めて

3. 病院職員の手当の新設について

(1) 略

(2) 薬剤師の資格手当の新設について

要 旨：病院の機能分担や診療報酬において専門薬剤師の需要が多くなっている現状をふまえ、より効果的な病院診療支援の充実および薬剤業務の質の向上を図るため、専門薬剤師の資格を得た者に対して資格手当をあらたに支給するものである。

改正内容：資格手当額 5,000 円

改正時期：平成 21 年 4 月 1 日

改正規則：特殊勤務手当支給細則

岐阜大学労務規定 特殊勤務手当支給細則より転載

岐阜大学医学部附属病院

<http://hosp.gifu-u.ac.jp/>